



Q 介護保険の負担限界へ

武田 猛見 議員

A 上限額設定で補足給付

Q1

①福祉と介護の地域懇談会への参加者の数と意見の内容は。
②施設利用者の居住費・食費の全額自己負担は支払い困難ではないか。
③「地域包括支援センター」の体制の見通しと、「地域支援事業」の内容は。

A1

①9カ所で開催し、参加者は137人です。意見は、制度に関する事、施設入所の状況、サービスのあり方の要望、保険料・利用料が高くなることへの不安、予防事業への意見などが出されました。



▲いつまでも元気に活動したいものです

②国では、利用者負担の公平と、介護保険と年金の併給は重複しているという観点から給付の対象外とするとしているが、上限額を設定して補足給付を行うので妥当であると考えます。

③包括支援センターは、相談や支援に対し専門職（社会福祉士・主任ケアマネージャー・保健師）を配置して行うもので、早急に対処します。地域支援事業は、介護予防・支援事業を行うもので、国が25%、県が25%、保険料で50%負担するものです。

国保税の減免拡充は不可欠

Q2

①所得減少による減免措置の、減少割合を、50%から30%にする考えはないか。

②収納困難な世帯主に対して「滞納処分の執行停止」ができる法律にあるが、救済対策として行う考えは。

A2

①減免は、担税力を著しく喪失している場合に行うもので30%以上の減少も含めて調査・研究しています。

②滞納者の実態を調査し「徴収すべきものは徴収し、放棄すべきものは放棄する」という姿勢であり、救済対策とは相違するものです。

Q3

少人数学級の全面実現が全国的にも広がり、実施していないのは東京都と香川県だけです。県に対して全面実現を働きかける考えは。

A3

研究指定校として滝沢小学校で行っており効果は出ております。教育向上のためにも関係機関に要望していきます。